

協議第30号

委託料の負担方法について

次の調整結果について協議を求める。

平成23年12月22日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会長 加藤 憲一

調整結果	1 小田原市域外における消防事務に係る委託料については、原則として、必要経費に対し委託市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、委託市町ごとの負担額を算出することとする。
------	--

(調整理由)

1 委託料の負担方法について

- ・委託料については、提供される消防力の対価であることから、委託市町の求める消防力に対する経費が適正に反映される方法により定めることが必要である。
- ・提供される消防力に係る委託料については、各市町における消防事務に係る費用負担の経緯を踏まえ、委託市町全域、若しくは関係市町の人口に基づき各市町の負担額を算出することが適当である。